

船舶事故等調査報告書

平成21年10月29日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009広第97号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成21年3月16日 23時13分ごろ	
発生場所	愛媛県高井神島西方沖 高井神島灯台から真方位260° 2,250m付近 (概位 北緯34° 11.4′ 東経133° 14.4′)	
事故等調査の経過	平成21年7月13日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 貨物船 せどろす、6,126トン 140308、商船三井内航株式会社 B 貨物船 第三十五住若丸、499トン 129929、坂崎海運株式会社	
乗組員等に関する情報	A 船長 二級海技士（航海） B 船長 五級海技士（航海）	
死傷者等	なし	
損傷	A 左舷側船尾部外板に擦過傷 B 右舷側船首部船尾部にかけて擦過傷	
事故等の経過	A船は、船長ほか9人が乗り組み、備後灘を和歌山港に向けて速力約12.4ノット（kn）で推薦航路線に沿って北東進中、また、B船は、船長ほか4人が乗り組み、備後灘を阪神港に向けて速力約10.5knで推薦航路線に沿って北東進中、平成21年3月16日23時13分ごろ、A船の左舷側船尾とB船の右舷側船尾がほぼ平行に衝突した。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西北西、風速 約3.5m/s、視界 良好 海象：平穏、潮汐 上げ潮の中央期	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし A船は、左転してB船の前路に進出した可能性があると考えられる。 B船は、A船が自船の前路に向かって急に左転したため、衝突を避けるための動作をとることができなかった可能性があると考えられる。
原因	本事故は、夜間、備後灘において、A船及びB船がそれぞれ北東進中、A船がB船の前路に向けて左転し、また、B船が、左転してきたA船を避けるための動作がとれなかったため、両船が衝突したことにより発生した可能性があると考えられる。	